

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
工事場所	京都市右京区花園寺ノ前町他地内		
路線名又は河川名等			
工事名	自転車走行環境整備工事（その23）		
工期	契約日の翌日から170日間		
事業課(所)名	道路環境整備課	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事箇所				工区	2
矢羽根(幹線道路)	箇所	284	自転車マーク(幹線道路)	箇所	77

施工理由

本工事は、自転車等の通行の安全を確保するため、矢羽根等を設置し、自転車走行環境整備を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年1月	
歩掛適用年月	2026年1月	
基準適用年月	2026年1月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（本01）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
区画線工	区画線工	矢羽根(幹線道路)	800×1600, 密粒度As		箇所	11,400	材工共	
区画線工	区画線工	矢羽根(幹線道路) (夜間施工)	800×1600, 密粒度As		箇所	14,240	材工共	
区画線工	区画線工	矢羽根(幹線道路)	800×1600, 排水性As		箇所	13,050	材工共	
区画線工	区画線工	自転車マーク(幹線道路)	800×1200		箇所	13,330	材工共	

設計内訳書 (本01)

工事名	自転車走行環境整備工事 (その23)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
矢羽根 (幹線道路)	800×1600, 密粒度As	箇所	216				
矢羽根 (幹線道路) (夜間施工)	800×1600, 密粒度As	箇所	20				
矢羽根 (幹線道路)	800×1600, 排水性As	箇所	48				
自転車マーク (幹線道路)	800×1200	箇所	77				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	18				
交通誘導警備員 (夜間施工)	B	人日	4				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	自転車走行環境整備工事（その23）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

特記仕様書（個別工事編）

工事名 自転車走行環境整備工事（その23）

工事場所 京都市右京区花園寺ノ前町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（フレックス工期による契約方式の工事）

- 1 本工事は、契約日の翌日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる、「フレックス工期による契約方式の工事」である。
- 2 契約日の翌日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 契約日の翌日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。
- 4 フレックス工期による契約方式の工事により増加する経費は受注者の負担とする。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第5条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、警察等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
区画線工	区画線工	矢羽根（幹線道路）	21:00～06:00	川端通交差点部

第6条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容	備考
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。	川端通、丸太町通
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日	規制期間中は、原則として工事を中止すること	川端通

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
規制箇所	2名	交通誘導警備員B：2名	昼間	無
規制箇所	4名	交通誘導警備員B：4名	夜間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
 （「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細別	材料・資材・製品	備考
区画線工	矢羽根	路面標示材（ベンガラ色）	
区画線工	自転車マーク	路面標示シート 各種	

第9条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第10条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
区画線工	矢羽根・自転車マーク	矢羽根等の配置等の墨出し

4 その他事項

第11条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1.5か月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第12条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第13条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

- 1 目的
本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。
- 2 実施内容
 - (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
 - ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
 - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
 - (2) 効果の検証
遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。
 - (3) 費用
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。

また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

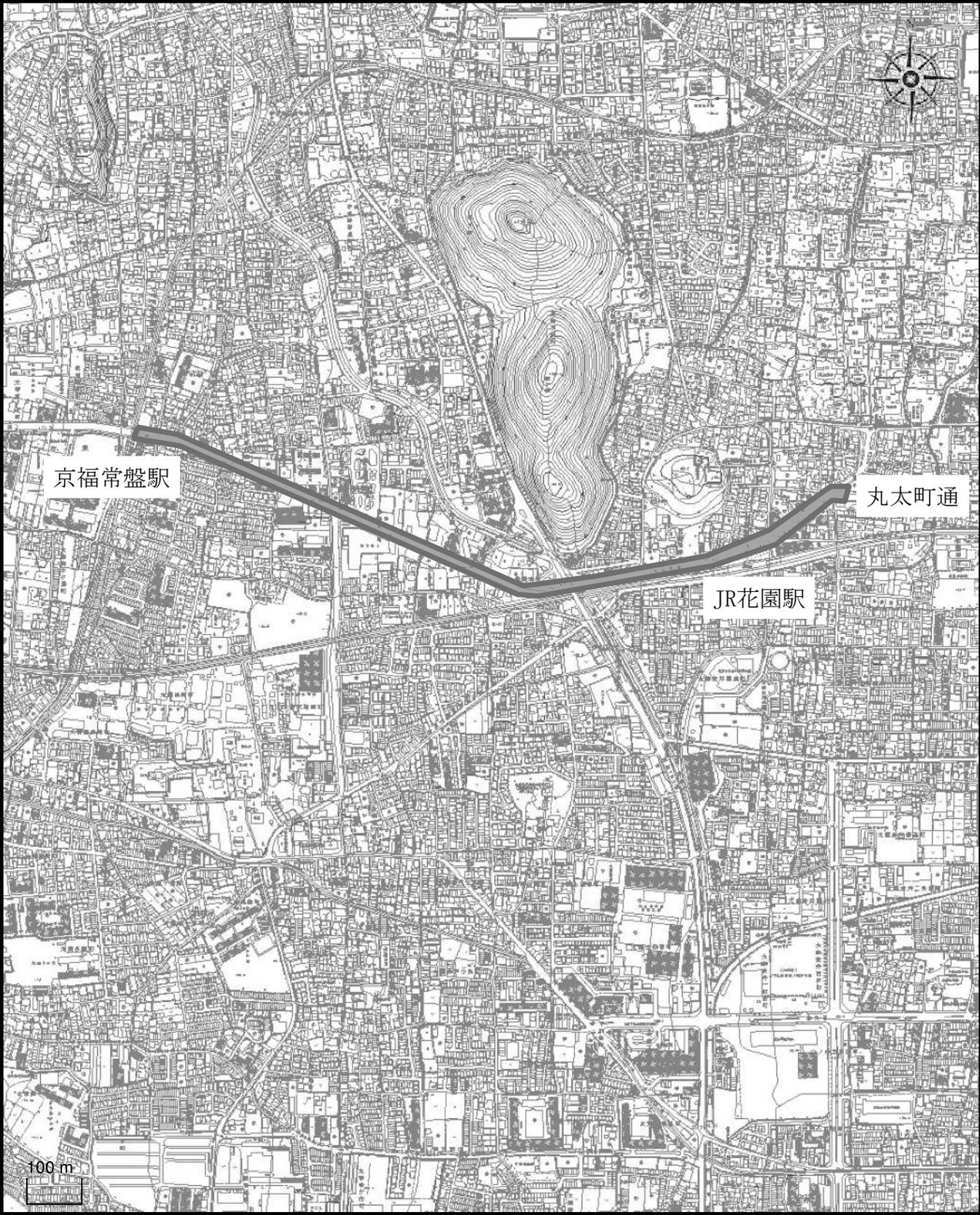
第14条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第15条（その他事項）

- 1 週間工程表について、前週木曜日の17時までに電子メールで監督職員へ送ること。
- 2 監督職員の指示があった場合、施工箇所近隣に対して、施工する前週金曜日までに週間工程表等の配布により、工事を周知すること。
- 3 受注者は、着工前に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を工事箇所の周辺住民に配布すること。なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。
- 4 監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 5 本工事の引渡し完了するまでの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 6 地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 7 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 8 共通仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 9 本工事の施工にあたり、「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「本特記仕様書」に示された事項の他については、以下によること。これらが適用できない箇所がある場合は、監督職員に報告し、指示を受けること。
 - (1) 京都市自転車走行環境整備ガイドライン（令和4年4月改定 京都市）
 - (2) 道路構造令、京都市道路構造条例
 - (3) 路面標示設置マニュアル（一般社団法人 交通工学研究会）
 - (4) 路面標示ハンドブック（一般社団法人 全国道路標識・標示業協会）
- 10 本工事における矢羽根等の配置計画は京都市自転車走行環境整備ガイドライン（令和4年4月改定 京都市）に沿って行うこと。また、関係機関等との調整等により配置計画が変更になる場合は監督職員の指示に従うこと。
- 11 本工事において使用する材料について、施工前に、打合せ簿により監督職員に承諾を得ること。
- 12 受注者は区画線工における段階確認に先立ち、設置位置及び設置数の確認を行い、監督職員に報告すること。
- 13 車道（街渠も含む）の損傷が激しく、自転車の走行に影響を及ぼすと考えられる箇所については、施工前に監督職員に報告し、指示に従うこと。
- 14 請負者は工事着手に先立ち、工事範囲内で掘削等の工事が予測される箇所がある場合は、監督職員に報告し、指示に従うこと。
- 15 第6条について、当該期間内に施工の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示に従うこと。

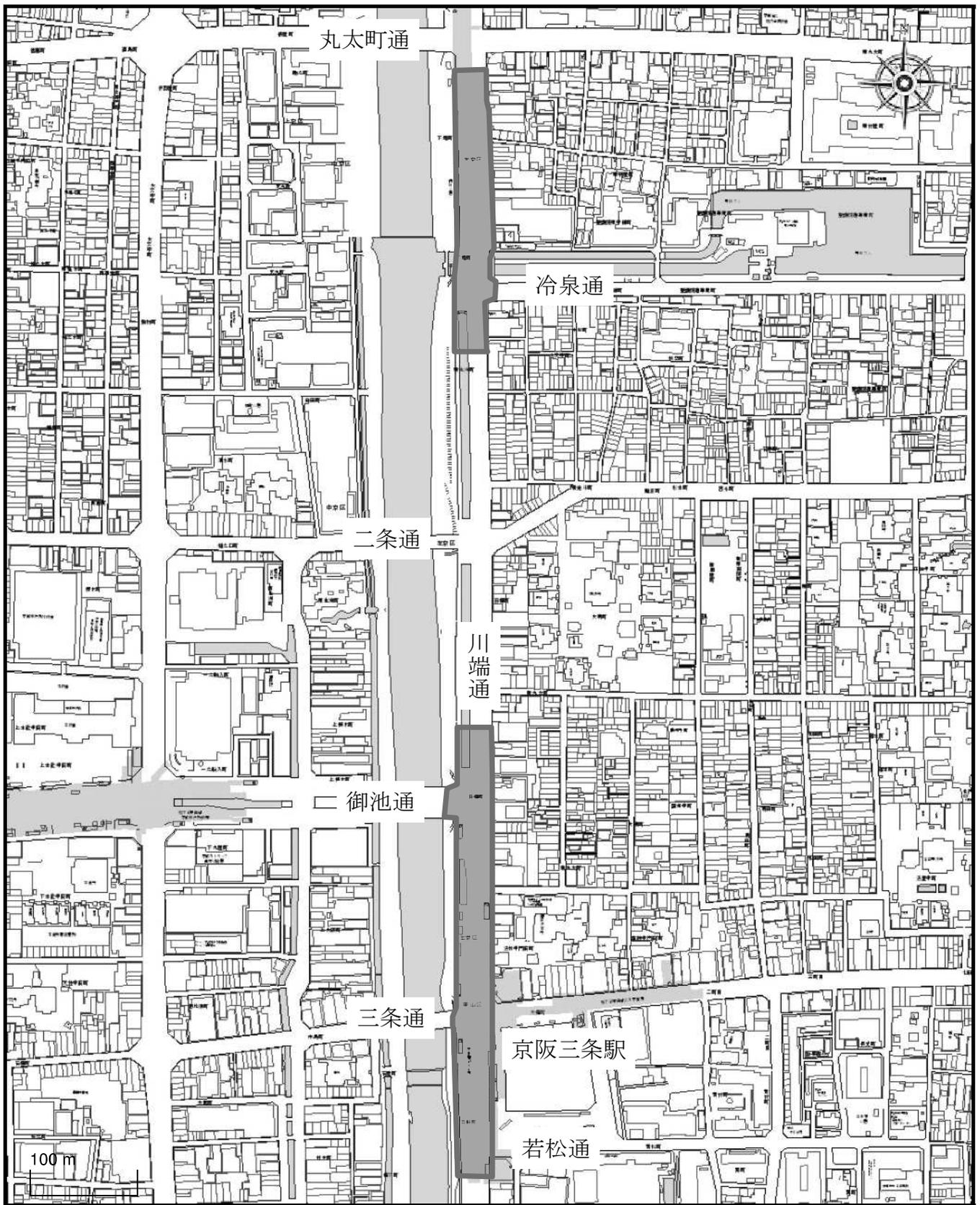
位置図 (1)



1 / 10000

■ 本工事施工箇所

位置図 (2)



1 / 5000

 本工事施工箇所